

社会福祉法人本荘すこやか福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本荘すこやか福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長の報酬等)

第3条 理事長においては、定款及び規則等に規定された職務を行うほか、本法人の日常の軽易な業務を専決し、園長を指揮監督することに対し次の報酬を支給することができる。

	報酬（年額）
理事長報酬	240,000 円

(報酬等)

第4条 役員及び評議員等には、次のとおりの額を支払うことができる。

	報酬（日額）
理事会出席	3,000 円
評議員会出席	3,000 円
評議員選任・解任委員会出席	3,000 円
こども園行事等	2,000 円

2 交通費の実費が、報酬（日額）を超える場合には、その実費とする。

(その他)

第5条 役員及び評議員等が、理事会や評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、次のとおりの額を支払うことができる。

	報酬（日額）
理事及び評議員業務	2,000 円
監事監査指導	3,000 円

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、次のとおり旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)
実 費	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実状を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。